

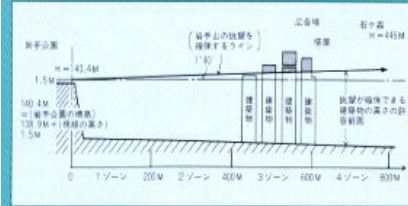


眺望景観づくり①																																													
景観づくりの方向性	眺望景観の保全																																												
制度名	山並み眺望確保のための都市景観形成ガイドライン																																												
所在地	岩手県盛岡市																																												
主体	行政																																												
目的	盛岡固有の景観である市内各視点場からの山並み眺望を確保するため、建築物等の高さをコントロールする。																																												
内容	<p>○ガイドラインの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このガイドラインでは、以下の5種類の眺望景観の保全のための基準を設けています。 ①北上川・開運橋からの岩手山の眺望 ②岩手公園からの岩手山の眺望 ③岩手公園からの南昌山の眺望 ④中津川・与の字橋からの愛宕山の眺望 ⑤北上川・中津川 対岸からの圧迫感の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・①～④の基本的な考え方は、視点場を明確にし、そこからランドマークとなる山の方角への一定の範囲を設定し、その範囲内で視点場の距離に応じて建築物等の高さを許容値を設定しています。 ・⑤の基本的な考え方は、対岸を仰ぎ見る角度 20 度（これをこえると圧迫感を与える）を超えない高さになるよう許容値を設定しています。 <p>○成果</p> <p>昭和 59 年から実質的な指導を行い、現在までに 10 件程度の建物の高さ等の変更を指導し、指導に従った形態となっています。</p>																																												
	<p>①北上川・開運橋からの岩手山の眺望の基準</p>  <p>北の上川・開運橋からの岩手山の眺望は、北上川の豊かな水面と両岸の樹木や植栽の緑と相まって、岩手公園と同様に、景観を特徴づける大切な景観となっています。都市景観形成ガイドラインでは、眺望視点場を、開運橋全域とし、少なくとも岩手山の稜線（山稜のスカイライン）を、建物等が切らないようにしようというものです。下の「ゾーン別建物高さの許容値」は、岩手山の山容を眺望することを仮定し、岩手山前方の右ヶ森山の稜線を望む角度（仰角1°48'）で算定した許容値を示し、美しい眺望景観の保全からは、この水準までの配慮が望まれます。</p> <p>ゾーン別建物高さの許容値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ゾーン</th> <th>10</th> <th>9</th> <th>8</th> <th>7</th> <th>6</th> <th>5</th> <th>4</th> <th>3</th> <th>2</th> <th>1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在地盤高さ （G.L.）</td> <td>116</td> <td>111</td> <td>110</td> <td>126</td> <td>127</td> <td>127</td> <td>125</td> <td>123</td> <td>124</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別荘地帯 高さ（L10） （L10）の仰</td> <td>126 + 1400 × 1400</td> <td>126 + 1100 × 1400</td> <td>126 + 1050 × 1400</td> <td>126 + 1200 × 1400</td> <td>126 + 1000 × 1400</td> <td>126 + 800 × 1400</td> <td>126 + 600 × 1400</td> <td>126 + 400 × 1400</td> <td>126 + 200 × 1400</td> <td>126 + 0 × 1400</td> </tr> <tr> <td>高さ制限</td> <td>46.0</td> <td>42.1</td> <td>39.0</td> <td>35.7</td> <td>33.4</td> <td>31.1</td> <td>28.8</td> <td>26.5</td> <td>24.2</td> <td>22.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>開運橋からの岩手山眺望領域図</p> 	ゾーン	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	現在地盤高さ （G.L.）	116	111	110	126	127	127	125	123	124		別荘地帯 高さ（L10） （L10）の仰	126 + 1400 × 1400	126 + 1100 × 1400	126 + 1050 × 1400	126 + 1200 × 1400	126 + 1000 × 1400	126 + 800 × 1400	126 + 600 × 1400	126 + 400 × 1400	126 + 200 × 1400	126 + 0 × 1400	高さ制限	46.0	42.1	39.0	35.7	33.4	31.1	28.8	26.5	24.2	22.0
ゾーン	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1																																			
現在地盤高さ （G.L.）	116	111	110	126	127	127	125	123	124																																				
別荘地帯 高さ（L10） （L10）の仰	126 + 1400 × 1400	126 + 1100 × 1400	126 + 1050 × 1400	126 + 1200 × 1400	126 + 1000 × 1400	126 + 800 × 1400	126 + 600 × 1400	126 + 400 × 1400	126 + 200 × 1400	126 + 0 × 1400																																			
高さ制限	46.0	42.1	39.0	35.7	33.4	31.1	28.8	26.5	24.2	22.0																																			

②岩手公園からの岩手山の眺望の基準

眺望断面構成図



岩手公園・二の丸からの岩手山眺望確保のイメージスケッチ



岩手公園・二の丸からの岩手山眺望領域図



ゾーン別の建物高さの許容値

ゾーン	1	2	3	4	5
現況地盤高さ(±)	122.2m ~124.8m	122.1m ~126.3m	122.1m ~123.9m	122.1m ~123.8m	122.4m ~125.7m
眺望ラインの標高 α=200×140	140.4m +120=260+140	140.4m +120=260+140	140.4m +120=260+140	140.4m +120=260+140	140.4m +120=260+140
α=1°40'の1/3	140.0m ~148.22m	136.22m ~122.01m	122.04m ~107.86m	127.96m ~113.78m	163.68m ~149.50m
眺望が確保できる建築物の高さ	15.6m	22.0m	20.0m	17.0m	17.0m

眺望高さの計算方法

上の表は、眺望領域内において、各場所毎に標高差があることから、各ゾーン内での眺望を確保するための、建築物等の高さの許容範囲を示しますが、各場所においての眺望を確保するための建築物の高さは、下の計算式により求められます。

$$\text{眺望確保の建築物等の高さ} = \left(\begin{array}{l} \text{視点場} \\ \text{の標高} \end{array} + \begin{array}{l} \text{視点場から計画} \\ \text{地までの距離} \end{array} \times \tan 1^\circ 40' \right) - \text{計画地の地盤標高}$$

[※ $\tan 1^\circ 40' = 0.0291$]

③岩手公園からの南昌山の眺望の基準

将来のイメージ

- 岩手公園からの南昌山の眺望が保全された、市街地を形成する。
- 形成の方針
- 岩手公園からの南昌山の眺望を確保するため、建物等の適切な高さを形成する。

岩手公園・本丸からの南昌山眺望領域図



ゾーン別の建物高さの許容値

ゾーン	1	2	3	4
現況地盤高さ(±)	125 m	122 m	121 m	121 m
眺望線高さ(±)	138+0×	138+200×	138+400×	138+600×
α=2°20'の時	138	146	154	162
高さ制限	13	24	33	41

④中津川・与の字橋からの愛宕山の眺望の基準

将来のイメージ

- 中津川からの愛宕山の眺望に配慮された、市街地を形成する。
- 形成の方針
- まちの中の横から、川越しに見る愛宕山の眺望に配慮し、建物等の適切な高さを形成する。

中津川・与の字橋右岸からの愛宕山眺望領域図



⑤北上川・中津川 対岸からの圧迫感の軽減の基準

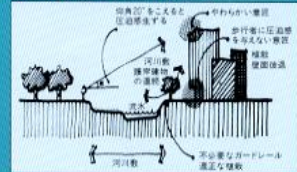


中津川河川景観軸について
中津川河川景観軸は、特に山の頂と水の辺が融着した自然的景観に特徴がある地域ですので、自然性の保全が大切です。
河川に面する敷地においては、河川に面する部分の正面性、開放性の創出や十分な植栽等の配慮が必要であり、また山並みが背景となる敷地の場合には、建物の間隔を開けるなどして、山並みの輪線が見えるようにすることが望ましいでしょう。

将来のイメージ

- 北上川、中津川の河川景観に調和した市街地を形成する。
- 形成の方針
- 北上川、中津川の自然景ある河川景観に配慮し、圧迫感の軽減による豊かな空間を保全するため、河川沿いの建物等の適切な高さを形成する。

圧迫感軽減・斜角断面構成図




圧迫感の軽減(20°)による建物高さの計算方法

$$\text{圧迫感軽減の建築物等の高さ} = \left(\begin{array}{l} \text{対岸視点} \\ \text{場の標高} \end{array} + \begin{array}{l} \text{対岸視点から} \\ \text{計画地までの距離} \end{array} \times \tan 20^\circ \right) - \text{計画地の標高}$$

[※ $\tan 20^\circ = 0.3639$ 対岸視点の標高は、その地点の標高に距離の2.1.5mを加えた数値]

(出典:山並み眺望確保のための都市景観形成ガイドライン(盛岡市発行))

眺望景観づくり②	
景観づくりの方向性	眺望景観の創造
事業名	自然と共生する道づくり
所在地	長野県山ノ内町
主体	行政
目的	公共事業（道路）の整備における自然景観への配慮
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本道路は冬季オリンピック会場へのアクセスの道路、温泉とスキーの国際高原リゾート地における観光道路として計画整備された道路です。 ・ 観光道路としての快適性と探勝性、国立公園特別地域における野生生物・水源保全の諸点に配慮してルート選定を行うと共に、極力地山に沿った縦断勾配を用いて地形の改変を少なくしています。 ・ やむを得ない地形の改変に対応して、動物の横断対策や、表土を復元して既存の植生の復元に配慮しています。 ・ 橋梁のデザインは表面処理を施し、明度低下効果があります。 ・ 法面の一部は巨石を空積みにした擁壁とし、景観、植生ともになじむものとなっています。 <p>（本事業は土木学会 2001 年度デザイン賞の最優秀賞を受賞しています）</p> <p>○上空から見た橋梁部分</p> 

○自然植生とも調和した巨石を用いた擁壁



○すっきりとした橋脚部分



(出典：土木学会 2001 年度デザイン賞 HP)